

令和6年4月26日
水道局総務部総務課長

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の盗撮未遂について

(1) 職員 水道局係員（30代）

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処分事由

令和5年11月4日（土）に佐賀市内の知人の家の脱衣所にスマートフォンを設置し、女性の裸体を盗撮しようとしたことにより、性的姿態撮影等処罰法違反の容疑で令和5年11月28日（火）に逮捕された。

また、同様の行為を令和5年10月28日（土）に別の知人宅でも行っていたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

課長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

総務課長 小田、職員係長 森崎

電話：483-3112